

高齢者等在宅医療・介護連携に関する相談支援事業 報告書【概要版 Ver. 1】

～平成27年度東成区におけるモデル事業の結果を踏まえて～

1. 事業の概要

《事業の目的》

高齢者等が疾病を抱えても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、医療・介護関係者等からの相談を受ける窓口を設置し、連携調整、情報提供等の支援を行うことにより、多職種間の円滑な相互理解や情報提供が行える体制を構築することを目的とする。

《事業の内容》

専任のコーディネーターを配置した相談窓口「在宅医療・介護連携相談支援室（以下「相談支援室」という）」を設置し、医療・介護連携関係者からの連携に関する相談、情報提供、情報共有の仕組みづくり等の支援を行う。

《委託業務項目》

- I：相談窓口の設置・運営
- II：広報・周知
- III：情報収集
- IV：相談に対する支援
- V：会議・研修等への参加・関係機関との連携強化
- VI：切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けた検討
- VII：医療・介護関係者間の情報共有の支援

《事業実施期間》

平成27年8月1日～平成28年3月31日



2. 検証結果及び全市展開に向けた展望

◆東成区医師会における検討体制

事業実施期間を通じて、東成区医師会が事業の進捗や経過を確認するため会議を開催

- 1)「大阪市モデル事業推進会議」(月2回)
会長、副会長1名、在宅担当理事3名、コーディネーター2名、事務長により開催
・各目標事項に関する進捗管理 ・具体的活動内容の提案や検討
・現状の問題点と改善点の検討等
- 2)「在宅医療・介護連携検討会議」(月1回)
「大阪市モデル事業推進会議」のメンバーに副会長2名、在宅実施Dr3名を加えて開催
・毎月の事業の進捗管理 ・方向性や方針の決定
- 3)医師会理事会
「在宅医療・介護連携検討会議」での進捗状況や方針等について報告・決定

《業務項目ごとの取組み内容とポイント》

I：相談窓口の設置・運営

取組み

- ・医師会館内に「相談支援室」を設置
- ・常勤コーディネーター(歯科衛生士・介護支援専門員)1名、非常勤コーディネーター(看護師・介護支援専門員)1名を配置

▼東成区医師会における相談窓口運営体制

職種	勤務形態	勤務時間	資格要件
コーディネーター	常勤 (契約職員)	月～金 9:00～17:00	介護支援専門員・ 歯科衛生士
コーディネーター	非常勤 (契約職員)	水 13:00～17:00	介護支援専門員・ 看護師
電話補助(※)	臨時	コーディネーター不在時のみ	介護支援専門員
事務補助(※)	臨時	必要に応じて	

※内勤事務としての補助を一般社団法人東成区医師会の2名が行った。

POINT

- 「相談支援室」は個人情報管理に配慮された空間を確保
- 業務の進捗管理やコーディネーターに対する支援等の協議の場の設置
- コーディネーターは、医学的知識を有し、地域でのソーシャルワークや保健福祉に関する相談などの実務経験を有する人材が望ましい

II：広報・周知

取組み

- ・医師会ホームページ内に「相談支援室」のページを開設
- ・広報用パンフレットを作成し、医療・介護関係機関へ訪問により周知・広報

POINT

- 関係機関の連絡会議等に出席し広報・周知(Ⅲ：情報収集の各種会議体に関する情報の表を参照)
- 各区の特性に応じた効果的な周知先を区役所と検討
- SNSを活用した広報の検討

III：情報収集

取組み

- ・医療・介護に関する区の現状を知るための情報を収集
- ・「東成区在宅医療・介護連携ガイドブック」の内容を更新
- ・医療・介護関係者に「在宅医療・介護連携に関する実態調査」を実施

▼地域における各種会議体に関する情報

各種会議体	参加者	主な目的や活動内容など
居宅介護支援事業者連絡会	居宅介護支援事業者	質の高いケアマネジメントを目指し組織立って情報共有・多職種連携・研修等に関する調整
病院連絡会	区内8病院	各病院の特徴を最大限に発揮し、病院間や地域の開業医との連携を図る
訪問看護ステーション連絡会	訪問看護ステーション事業所	他職種に向けた情報発信、情報共有
介護サービス事業所連絡会	居宅介護連絡会・訪問介護連絡会・通所サービス連絡会・小規模多機能連絡会・グループホーム連絡会・包括支援センター	地域包括支援センターが中心となって開催する各職能の代表者会議。主に他職種間の連絡調整
通所介護事業者連絡会	通所介護・通所リハビリ事業所	事業所の資質向上と情報共有と地域への情報発信

POINT

- 区役所からの情報提供、区役所と協働しての情報把握
- 医療・介護の多職種が必要とする情報を一元化
- 各関係機関の窓口・業務目的・役割等を明確化
- 関係機関に対するニーズ調査の実施

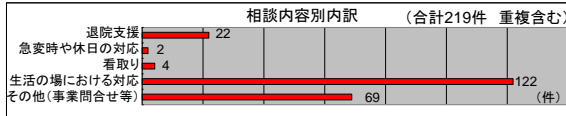
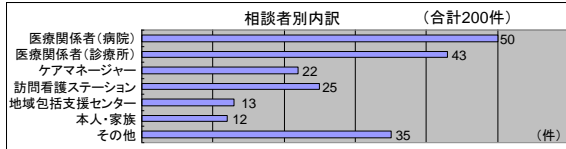
2. 検証結果及び全市展開に向けた展望 <続き>

Ⅳ: 相談に対する支援

取組み

- ・「医療関係者」からの相談が多く、相談内容は「生活の場における対応(往診医や転院先医療機関の紹介等)」が一番多かった
- ・支援が難しい事例としては、精神疾患やアルコール依存症等の方が多かった
- ・地域包括支援センター等とともに、相談内容を検証する「相談検討会議」を開催

▼事業期間中における相談件数



POINT

- 支援が難しいケース対応は区役所の保健・福祉分野と連携
- 気づいていない医療的な問題の把握や相談内容の情報共有のため、地域包括支援センターの「地域ケア会議」等に参加
- 相談受付時の情報整理のための「相談受付シート」等の作成

Ⅴ: 会議・研修等への参加・関係機関との連携強化

取組み

- ・関係機関の会議や研修、「地域ケア会議」等に参加し、周知、協力依頼、地域の課題の把握

▼相談支援室が参加したおこな会議(東成区独自の会議も含む)

会議体	参加者
区民啓発会議	区・委託事業者・医師会 他
多職種連携会議	社協・包括・区保健師
病院連絡会議	区内8病院
居宅介護支援事業者連絡会	居宅介護支援事業者
訪問看護ステーション連絡会議	訪問看護ステーション
機能強化型カンファレンス	東成病院関連施設 野崎病院関連施設医師
地域ケア会議	包括 他
通所介護事業者連絡会	通所介護・通所リハ事業者代表
相談内容検討会	社協・包括・区保健師 医師会在宅担当理事

POINT

- 各種会議、研修に参加し、「相談支援室」の役割の周知や地域課題の共有化を図ることで「顔の見える関係」を構築

Ⅵ: 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けた検討

取組み

- ・既存の「病院連絡会」と連携し、救急時の受入れ体制や長期休暇のバックアップ体制について検討
- ・1か所の病院でモデル的に医科・歯科連携を実施

POINT

- 患者の病状に応じた受入れ病床等の確保のための体制整備(急性期・回復期等)について、病院協会等と協議
- 在宅医の負担軽減のため、主治医・副主治医制やグループ制導入等について医師会等と協議
- 医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護ステーション等との連携

Ⅶ: 医療・介護関係者間の情報共有の支援

取組み

- ・関係者間の情報共有のため、各種「情報共有シート」を作成し、その活用について周知

POINT

- 記入の煩雑さを軽減する工夫
- シートの活用方法を明確にし、関係者に周知徹底
- シートの内容が医療・介護双方から有用であるかの検証

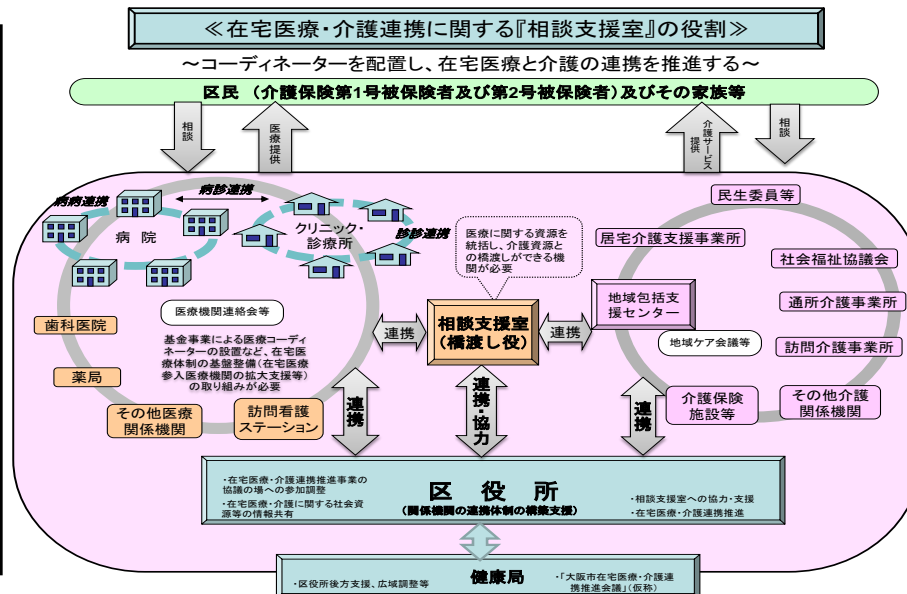
3. 行政の役割

【区役所の役割】

- ・区役所が既に把握している社会資源等を「相談支援室」に情報提供
- ・「在宅医療・介護連携推進事業」における協議の場を設置
- ・支援が難しいケース対応についての「相談支援室」への協力
- ・多職種研修等への「相談支援室」の参加を促し、「顔の見える関係」構築を支援

【健康局の役割】

- ・各区、関係機関との連絡調整
- ・「(仮称)大阪市在宅医療・介護連携推進会議」にて課題と解決策を検討
- ・コーディネーター向け「手引き」作成、研修・情報交換会の開催
- ・「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と「大阪府地域医療構想」の整合性を図った施策の推進



◆大阪市健康局におけるモデル事業の検討体制

【目的】

高齢者等在宅医療・介護連携に関する相談支援事業のモデル実施における運営方法、業務内容等について検証・評価し、平成28年度以降の効率的かつ効果的な事業実施に役立てる。

【開催時期】

平成27年7月～平成28年3月までの全4回実施

【参加者】

大阪府医師会、東成区医師会、東成区8病院連絡会、東成区歯科医師会、東成区薬剤師会、東成区訪問看護ステーション連絡会、東成区社会福祉協議会、東成区北部地域包括支援センター、東成区南部地域包括支援センター、東成区居宅介護支援事業者連絡会、東成区役所、福祉局、健康局

【主な内容】

- ・在宅医療・介護連携相談支援室の取組み
- ・相談実績、相談支援事業における課題
- ・平成27年度モデル事業の報告(案)
- ・平成28年度在宅医療・介護連携に関する相談支援事業の検討 など